様式第２（第28条関係）

第一種負担金の額及び徴収方法認可申請書

［略］

電気通信事業法第110条第２項の規定により、第一種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　第一種負担金の額

［注　略］

［２　略］

別表第１（第６条関係）　法第108条第１項の規定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

第一種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［略］

		収益の額	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価	第一号基礎的電気通信役務原価
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
［略］						

注１　収益の額の欄には、接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該第一種適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた第一種適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとすること。

２　収益の額は、施行規則第14条第１号イからハまで及び第２号イからハまでに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の１の科目ロ及びハ並びに３及び４の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。

３　２の施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。

様式第２（第28条関係）

負担金の額及び徴収方法認可申請書

［同左］

電気通信事業法第110条第２項の規定により、負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　負担金の額

［注　同左］

［２　同左］

別表第１（第６条関係）　法第108条第１項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［同左］

		収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
［同左］						

注１　収益の額の欄には、接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとすること。

２　収益の額は、施行規則第14条第１号イからハまで及び第２号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の１の科目ロ及びハ並びに３及び４の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。

３　２の施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。